

保 発 0 3 3 1 第 1 号  
令 和 2 年 3 月 3 1 日

地方厚生（支）局長  
都道府県知事 } 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」の一部改正について

特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準については、「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」（令和2年2月7日保発0207第3号。以下「通知」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般、中央社会保険医療協議会において、「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」が改正されたことを踏まえ、通知の一部を下記のとおり改正し、本日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対して周知徹底を図られたく通知する。

#### 記

- 1 第4章第6節中「基準材料価格改定時及び随時改定時（基準材料価格改定の当該月から起算して6ヶ月ごとの時点をいう。以下同じ。）」を「基準材料価格改定時及び随時改定Ⅰ時（基準材料価格改定の当該月から起算して6ヶ月ごとの時点をいう。以下同じ。）、随時改定Ⅱ時（基準材料価格改定及び随時改定Ⅰの当該月から起算して3ヶ月の時点をいう。以下同じ。）」に改める。
- 2 別表8中2を次のように改める。
  - 2 随時改定Ⅰ時、随時改定Ⅱ時における算式

$$\left( \begin{array}{l} \text{当該機能区分に係る} \\ \text{随時改定自前の基準} \\ \text{材料価格} \end{array} \right) + \text{補正幅} \times \left( 1 + (1 + \text{地方消費税}) \times \text{消費税率} \right)$$

$$\text{補正幅} = X - Y$$

X = 当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降の平均素材価格

Y = 当該機能区分の前回改定で用いた平均素材価格

- (注) 1 随時改定Ⅰ時、上記の算式により算定される額が次の条件に該当する場合には、基準材料価格を改定しない。

$$0.95 \leq \frac{\text{2により算定される額}}{\text{当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格}} \leq 1.05$$

- 2 随時改定Ⅱ時、上記の算式により算定される額が次の条件に該当する場合には、基準材料価格を改定しない。

$$0.85 \leq \frac{\text{2により算定される額}}{\text{当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格}} \leq 1.15$$